

2節 環境保全活動の推進

1. 第2次木更津市環境基本計画

本市は、平成15年3月に「木更津市環境基本計画」（旧計画）を策定し、望ましい環境像である「未来につなぐ 環境にやさしいまち きさらづ」の実現を目指して、各種の施策に取り組んできました。

しかしながら、計画策定から10年以上が経過し、この間、東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故で排出された放射性物質への対応や再生可能エネルギーの導入促進、微小粒子状物質（PM_{2.5}）問題など、本市を取り巻く状況は大きく変化してきています。

そこで、こうした新たな環境問題への対応、法令改正や個別計画の策定などの状況を踏まえ、旧計画を見直し、平成28年3月に第2次木更津市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしました。

(1) 計画の期間

平成28年度から令和7年度までの10年間

(2) 対象とする環境の範囲

この計画で取り扱う環境を生活環境、自然環境、地球環境、環境保全活動の4分野としました。

(3) 望ましい環境像

良好な環境の形成・創出を目指して、「未来につなぐ 環境にやさしいまち きさらづ」を将来における望ましい環境像としました。

(4) 施策の体系

望ましい環境像の実現のため、3つの基本目標、12の基本施策を掲げ、それぞれの基本施策に市の取り組み、現状の課題を設定しました。その体系図を図3-8-1に示します。

(5) 施策と環境配慮方針

本計画では、市が取り組む環境に関する施策及び市民・事業者に取り組んでいただく環境配慮方針について、基本施策ごとに設定しています。

(6) 計画の進行管理

平成28年度に策定した第2次木更津市環境行動計画の進行状況を点検・評価及びホームページで公表いたします。

また、今後の社会情勢の変化や新たな環境問題に対応するため、国や県の施策等の動向を踏まえ、概ね5年ごとに基本計画の見直しを図っていくこととしています。

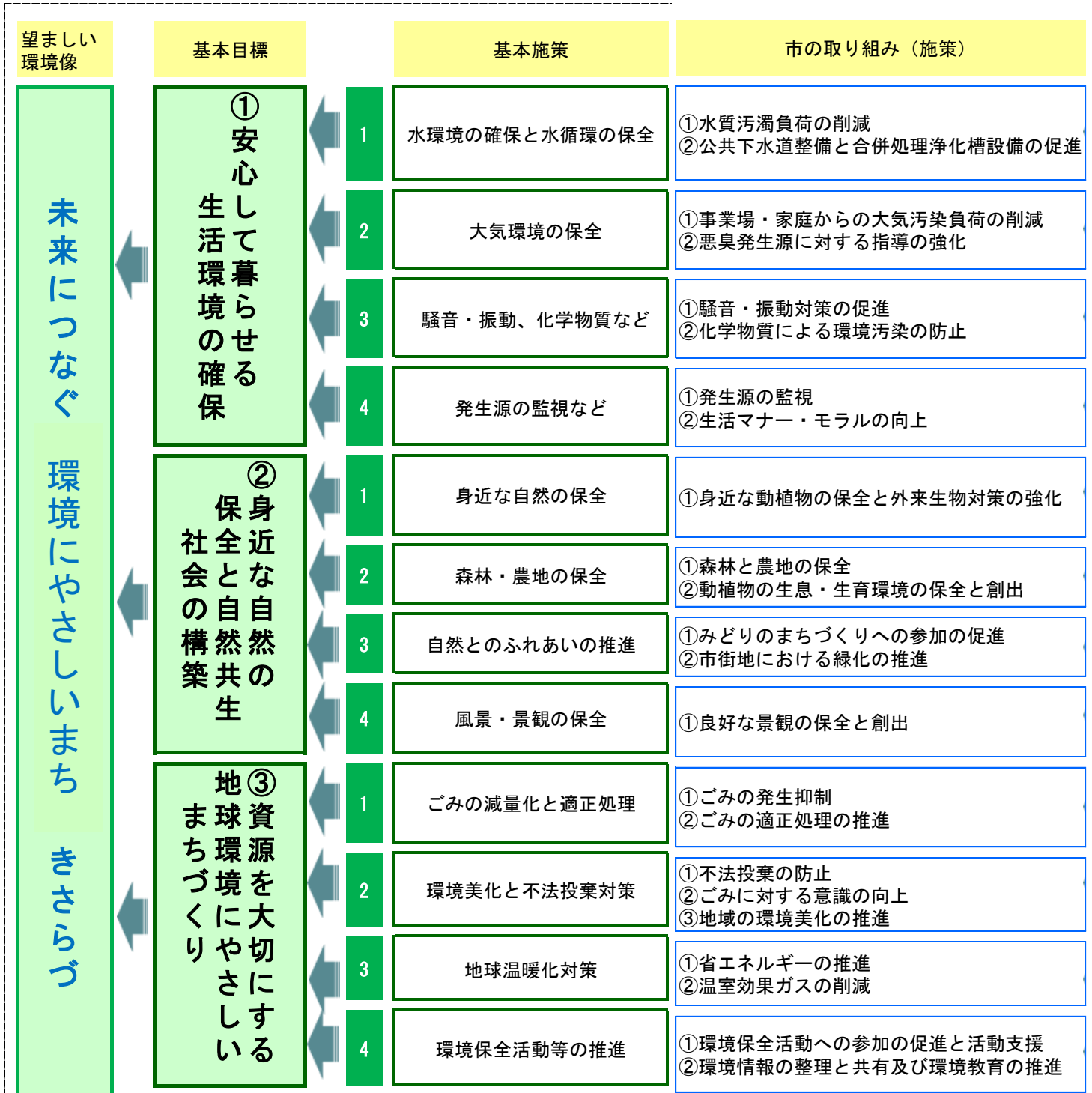


図3-8-1 施策の体系

2. 地球温暖化対策実行計画等

平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、地方公共団体は京都議定書目標達成計画に即して、その事務や事業について温室効果ガス排出量の削減計画(平成21年6月から地方公共団体実行計画(事務事業編))の策定が義務付けられました。

平成27年に開催された地球温暖化対策推進本部では、「日本の約束草案」が決定され、国内の排出削減・吸収量の確保により、令和12年度に平成25年度比26%減の水準とすることが示されました。

さらに、パリ協定の採択を受け、平成28年度に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画は、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的な推進を図るため、温対法第8条に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画であり、令和12年度を中期目標として、長期目標である令和32年度までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけています。

また、平成30年「気候変動適応計画」が閣議決定され、「気候変動適応法案」が公布されました。これにより、温室効果ガスの排出を抑制する取り組みである「緩和策」に加え、既に生じつつある、あるいは将来起こりうる気候変動の影響を軽減・回避等する取り組みである「適応策」を講じる必要があることを示しています。

本市では平成13年3月に「第1次木更津市地球温暖化対策実行計画」、平成20年3月に「第2次木更津市地球温暖化対策実行計画」、平成30年2月に「第3次地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

平成31年4月、市長が、千葉県で初めて「世界首長誓約/日本」*に署名し、持続可能なエネルギーの推進や温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント(強靱)な地域づくりを目指すことを誓約しました。

これに伴い令和2年3月には、市民、市内事業者、市が一体となって、地球温暖化対策に地域から貢献するため、再生可能エネルギーの地産地消などの木更津市独自の取組、市民や市内事業者、市の各主体が共に取り組む重点施策を盛り込んだ「木更津市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕(きさらづストップ温暖化プラン)」を策定しました。今後、本計画に基づき、持続可能でレジリエント(強靱)な地域づくりを目指し、具体的な取組を進めてまいります。

「第3次地球温暖化対策実行計画」における温室効果ガスの総排出量に関する目標

目標 11,500 t-CO₂以下

達成状況 12,626 t-CO₂ (平成30年度実績) 対目標値 109.8%

表3-9-1 「第3次地球温暖化対策実行計画」項目ごとの目標

項目	目標値
電気使用量	9,000 t-CO ₂ 以下 (基準年度より8%削減)
燃料使用量	1,450 t-CO ₂ 以下 (基準年度より6%削減)
自動車燃料使用量	450 t-CO ₂ 以下 (基準年度より8%削減)
水道使用量	210,000 m ³ 以下 (基準年度より5%削減)
用紙使用量	20,000,000枚以下 (基準年度より10%削減)

「木更津市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕(きさらづストップ温暖化プラン)」における温室効果ガス排出量の削減目標


【短期目標】


令和6年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で2%以上削減


【中長期目標】


令和12年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比で27.5%削減


本計画では、基本方針、基本施策を次のように体系づけ、市民・事業者・市の協働により計画を推進していきます。

基本方針	基本施策
<p>1. 省エネ型ライフスタイルの実践</p> 	<p>(1) エコドライブの普及促進 (2) 省エネ行動実践の推進</p>
<p>2. 低炭素なまちづくり</p>	<p>(1) コンパクト+ネットワークの拠点づくり (2) 公共交通の利用促進 (3) 地産地消の推進</p>

	(4) 実現に向けた仕組みづくり
---	-------------------------

3. 分散型エネルギー社会の形成 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備の普及促進 (2) 再生可能エネルギーの普及促進
--	---

4. 循環型社会の形成 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 4 Rの推進
---	--

5. 温室効果ガス吸収源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 森林の整備・維持管理の推進 (2) 農地の整備・循環型農業の推進 (3) 市街地の緑化・緑地の保全の推進 (4) 干潟・藻場の保全の推進
---	---

市では、国等と連携して進める各種省エネルギー対策等の他に、温室効果ガス排出量の削減のために、下記の本更津市独自施策を推進していきます。

独自施策1	再生可能エネルギーの地産地消
独自施策2	コンパクト+ネットワークの拠点づくり
独自施策3	ごみ総排出量の削減

3. 省エネルギー

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）により、平成22年10月1日には市役所が特定事業者として、省エネルギーのための計画策定やエネルギー使用量の国への報告が義務付けられました。

その後、平成26年4月1日に省エネ法の名称が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」と改正され、改正内容に電気の需要量の季節又は時間帯による変動を縮小させる「電気の需要の平準化」という概念が追加されました。この概念により、国への報告に電気使用量が年間で多くなる季節・時間帯でのエネルギー使用量の報告を行うこととされました。

平成30年度までのエネルギーの使用量（原油換算量）及び原単位（原油換算量/延べ床面積）を表3-9-2に示します。

表3-9-2 省エネ法に基づくエネルギー使用量及び原単位

	エネルギー使用量（原油換算k l）	原単位	対前年度比（%）
平成21年度	4,622	45.78	—
平成22年度	4,693	46.46	101.5
平成23年度	4,714	46.68	100.5
平成24年度	4,368	42.82	91.7
平成25年度	4,573	44.83	104.7
平成26年度	4,569	44.79	99.9
平成27年度	4,314	43.38	96.9
平成28年度	4,135	39.00	89.9
平成29年度	4,157	38.49	98.7
平成30年度	4,260	38.73	100.6

省エネ法では、過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上改善することとされています。平成30年度からの過去5年度間においては、年平均3.6%改善することができました。

4. 住宅用省エネルギー設備設置補助金

木更津市では、地球温暖化の防止や家庭におけるエネルギーの安定確保、エネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備（以下システム）を設置する人などに設置費用の一部を補助しています。

平成23年度より太陽光発電システムを導入する方に対して、また平成25年度10月より家庭用燃料電池システム（エネファーム）を導入する方に対して補助金交付を行っています。

平成27年度からは太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、エネルギー管理システム（HEMS）、電気自動車充給電設備、および太陽熱利用システムの計6設備に対して補助金の交付を行っていました。平成29年度からは太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システムおよび太陽熱利用システムの計4設備に対して補助金の交付を行っており、年度ごとに補助対象設備や補助金交付金額の見直しが行われています。

平成28年度から令和元年度の住宅用省エネルギー設備設置補助金交付実績を表3-9-3から表3-9-6に示します。

表3-9-3 平成28年度住宅用省エネルギー設備設置補助金交付実績

	補助金額（上限額）	補助交付人数
太陽光発電システム	1kWあたり20,000円（70,000円）	154人
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	100,000円	83人
定置用リチウムイオン蓄電 システム	100,000円	42人
エネルギー管理システム （HEMS）	10,000円	53人
電気自動車充給電設備	50,000円	1人
太陽熱利用システム	50,000円	3人

表 3-9-4 平成 29 年度住宅用省エネルギー設備設置補助金交付実績

	補助金額（上限額）	補助交付人数
太陽光発電システム	1kW あたり 20,000 円（90,000 円）	22 人
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	100,000 円	83 人
定置用リチウムイオン蓄電 システム	100,000 円	52 人
太陽熱利用システム	50,000 円	2 人

表 3-9-5 平成 30 年度住宅用省エネルギー設備設置補助金交付実績

	補助金額（上限額）	補助交付人数
太陽光発電システム	1kW あたり 20,000 円（90,000 円）	21 人
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	80,000 円	50 人
定置用リチウムイオン蓄電 システム	100,000 円	33 人
太陽熱利用システム	50,000 円	0 人

表 3-9-6 令和元年度住宅用省エネルギー設備設置補助金交付実績

	補助金額（上限額）	補助交付人数
太陽光発電システム	1kW あたり 20,000 円（90,000 円）	35 人
家庭用燃料電池システム （エネファーム）	50,000 円	32 人
定置用リチウムイオン蓄電 システム	100,000 円	82 人
太陽熱利用システム	50,000 円	0 人

5. 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、太陽光や熱、風力、潮力、地熱などの自然現象から得られるエネルギーです。化石燃料を使用することによる二酸化炭素や窒素、硫黄酸化物などの排出は環境汚染に繋がるため、比較するとよりクリーンなエネルギー資源とみなされています。

太陽光発電システムおよび太陽熱システムの設置により得られるエネルギーは再生可能エネルギーに該当し、木更津市内の住宅だけでなく公共施設でも太陽光設備の設置が行われています。

平成23年3月の福島第一原発事故によって、全国的に安全な代替電源へ移行する動きが見られ、平成24年7月より、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されました。この制度は、再生可能エネルギーで発電した余剰電力などを電気会社が取捨選択を行うもので、中でも太陽光発電は買取価格が高めに設定されており、民間企業などがメガソーラー（出力1メガワット以上の大規模な太陽光発電）を設置するきっかけとなっています。現在では、木更津市でも複数のメガソーラーの設置が行われています。

6. 環境情報の提供

市民が環境との関りについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識を得て、環境に配慮した生活をするにより、本市の環境がより良いものとなるよう情報の提供を行っています。

毎年、広報「きさらづ」6月号の環境特集にて前年度の測定結果等を公表し、市民への周知を図っています。

また、環境管理課のホームページにて過去の環境測定結果や環境に係る情報を提供しています。

7. 環境学習等の推進

木更津市の環境をより良くするために、市民や次世代を担う子どもたちに対し環境教育を行い、併せて環境にやさしい暮らしを行ってもらうために環境学習の場を提供しています。

令和元年度は、市内商業施設において、環境省が作成した小中学生向けの地球温暖化意識啓発アニメ「ガラスの地球」の上映会を開催しました。

8. 環境審議会

公害対策に関する基本的な事項を調査審議し、必要な事項を市長に答申又は建議するため、昭和45年12月に設置した「公害対策審議会」と、平成7年4月に設置し、水道水源保護に係る小櫃川流域の水質の保全に関する重要事項について調査及び審議してきた「小櫃川流域に係る水道水源保全審議会」を、木更津市環境保全条例の制定に伴い廃止し、環境の保全に関して、基本的な事項を調査審議し、必要な事項を市長に答申又は建議等するため、平成13年4月に新たに「環境審議会」を設置しました。

委員数は18名で、市議会議員、学識経験者、住民代表及び関係行政機関の職員等で構成されており、任期は2年となっています。

環境審議会の開催状況を表3-10-1に示します。

表3-10-1 環境審議会の開催状況

年・月	記	事
H 13. 5	委員委嘱 会長、副会長の選出について 木更津市環境審議会運営要領の制定について 公害の現況について(報告) 木更津市地球温暖化対策実行計画について(報告)	
H 14. 12	木更津市環境基本計画(案)について(諮問) 木更津市環境審議会運営要領の一部改正について 大気汚染常時監視測定局の統廃合について(報告) 東京ガス(株)木更津用地の地質汚染について(報告)	
H 15. 2	木更津市環境基本計画(案)について(答申) 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例で定める排水基準の追加について(諮問・答申) 木更津市環境保全条例に係る特定施設の追加等について(諮問・答申)	
7	会長、副会長の選出について 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例制定の経緯(説明) 木更津市環境基本計画について(報告) 環境審議会設置について(設置目的の説明)	

H 16.	5	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価方法書に対する意見について (諮問) 木更津市環境行動計画について(報告) 「きさらづの環境」について(報告)
	6	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価方法書に対する意見について (答申) (仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について (諮問)
	7	(仮称)袖ヶ浦駅北側地区土砂等の埋め立て等の事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について (答申) 君津共同火力発電所5号機新設について(視察)
	1 2	東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (諮問) 公害の防止に関する細目協定改定に係る基本方針について(報告)
H 17.	1	東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (答申)
	1 0	会長、副会長の選出について 日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書に対する意見について (諮問) 東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について (諮問) アスベストに係る市の対応について (報告)
	1 1	日本パール(株)廃棄物中間処理施設の設置に係る環境影響評価準備書に対する意見について (答申) 東京国際空港再拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について (答申) アスベストに係るその後の市の対応について (報告)
H 19.	8	会長、副会長の選出について 環境審議会の設置目的及び審議事項について 環境影響評価の手続きについて 「きさらづの環境」作成について
H 20.	4	君津共同発電所6号機新設計画に係る環境影響評価方法書について
	5	君津共同発電所6号機新設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見について

		平成19年度環境測定の結果について(報告)
H 21.	2	君津共同発電所6号機新設計画環境影響評価準備書に対する意見について
	3	君津共同発電所6号機新設計画環境影響評価準備書に対する意見について
	7	会長、副会長の選出について 環境審議会の設置目的及び審議事項について(報告) 昨年度の環境調査の結果について(報告) かずさ環境協定及び公害防止協定について(報告)
H 23.	7	会長、副会長の選出について 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例の一部改正について 昨年度の環境調査の結果について(報告) 木更津市における放射線量等の測定結果について(報告)
H 26.	6	会長、副会長の選出について 環境調査の結果について(報告) 木更津市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正について 木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則の一部改正について
	8	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則の一部改正について(諮問・答申)
H 27.	6	会長、副会長の選出について (仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所建設計画に係る計画段階環境配慮書に関する市長意見について
H 28.	1	第2次木更津市環境基本計画について (仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る計画段階環境配慮書に関する千葉県知事意見及び環境大臣意見について(報告)
	4	(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書に関する市長意見について
	11	木更津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則の一部改正について 株式会社かずさクリーンシステム視察
H 29.	5	会長、副会長の選出について 「きさらづの環境」作成について
H 30.	1	副会長の選出について

		第3次木更津市地球温暖化対策実行計画（案）について
R 1.	1 1	会長、副会長の選出について 「木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（素案）の策定について
R 2.	2	「木更津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（素案）の策定について